



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.27-7 2016.7.5

経営革新サマーセミナーのお知らせ

「経営革新サマーセミナー」を下記の通り開催します。今回は、2部構成で2名の外部講師をお招きします。第1部では、昨年、(株)松本山雅の社長に就任されました、(株)松本山雅 代表取締役社長 神田文之様より、松本山雅FCの立ち上げからJ1昇格までの躍進の秘密と、これから未来に向けてどのような成長戦略の下、中長期のビジョンを持ちホームタウンを活性化させ、地域と共に成長し歩んでいくか等を経営面も含めて講演して頂きます。

また、セミナー終了後に納涼会を行います。セミナーと合わせてたくさんの方の参加をお待ちしております。

【経営革新サマーセミナー】

日時: 2016年8月25日(木) 15:00 ~ 17:40

場所: 茅野市民館2Fコンサートホール

第1部 『未来への夢と感動へチャレンジ』

(株)松本山雅 代表取締役社長 神田文之

第2部 『採用難の今の時代に“人が集まる”求人募集の秘密』

(株)船井総合研究所 土業支援部 会計グループ 倉並 愛

『人材育成に使える助成金制度』

社会保険労務士法人 柳澤会計 代表・特定社会保険労務士 野口栄治



第1部 講師
(株)松本山雅
代表取締役社長
神田文之 氏

カレンダー

2016年7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2016年8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
	当番制出勤日					

上川アダプトクリーンウォークに参加しました

7月2日(土)本年度2回目の「茅野市上川アダプトプログラム」が行われ、朝8時より社員18名が参加し、恒例となった地域貢献活動に汗を流しました。今回は、クリーンウォークと合わせて、



会社周辺の草取りも行いました。

参加者同士、雑談を交えながら、楽しく、日常行き届かない部分の美化もできました。本年度は、あと10月に、クリーンウォークが行われますので、続けて参加する予定です。

平成 28 年度 税制改正 個人関係

平成 28 年度税制改正において、出産・子育ての不安や負担の軽減、世代間の助け合いによる子育て支援の観点から、三世同居に対応した住宅リフォームを行った場合の税額控除制度が創設されました。

住宅の三世同居改修工事等に係る特例の創設

【制度の概要】

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に、個人が所有する居住用の家屋について一定の三世同居改修工事を含む増改築等（以下「三世同居改修工事等」という。）をして、その者の居住の用に供した場合、次の 1 または 2 のいずれかの特例を適用することができます。

1. 借入金を利用している場合（ローン控除の特例）

三世同居改修工事を含む増改築工事に係る住宅借入金等の年末残高について、一定割合を乗じた金額を所得税額から控除

2. 借入金を利用していない場合（税額控除の特例）

三世同居改修工事の標準的な費用の額の 10%相当額をその年分の所得税額から控除

【対象工事要件】

- イ. キッチン、浴室、トイレ、玄関、のいずれかを増設すること
- ロ. 改修後、これらのうちいずれか 2 つ以上が複数となること
- ハ. 対象工事の費用が 50 万円を超えるもの

1. 借入金を利用している場合（ローン控除の特例）

個人が所有する居住用家屋について、三世同居改修工事等をし、当該家屋を平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に居住の用に供した場合のローン控除の特例が、現行の「特定の増改築等に係る住宅借入金を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例」の対象に追加されました。

【控除額と控除期間】

三世同居改修工事等に充てるために借り入れた次に掲げる住宅借入金等の年末残高（償還期間 5 年以上、1,000 万円を限度）の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する金額の合計額を所得税の額から控除することができます。

< 控除額の計算 >

一定の三世同居改修工事等に係る工事費用（250 万円を限度）に相当する住宅借入金等の年末残高の 2.0%



1 ローン控除の特例

$$\text{控除額} = \text{ローン残高} \times \text{控除率}$$

	ローン残高	期間	控除率
① 増改築工事全体	～1,000 万円	5年	1.0%
② うち三世同居改修工事	～250 万円	5年	2.0%

平 28.4.1 居住分 ↓ 平 31.6.30 居住分	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
①	7.5 万円	7.5 万円	7.5 万円	7.5 万円	7.5 万円
②	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円	5 万円

最高控除額
62.5 万円

以外の住宅借入金等の年末残高 1.0%
控除期間は5年である（最大控除額：5年間で62.5万円）。

【三世帯同居改修工事等を行った場合の確定申告の必要書類】

住宅ローンを借入れて三世帯同居改修工事等を行った場合、確定申告をすることによって住宅ローン控除が受けられます。

平成 28 年中に三世帯同居改修工事等を行った場合、平成 29 年 3 月 15 日が確定申告の期限になります。

給与所得者の場合、1 年目に申告すれば、2 年目からは会社の年末調整で住宅ローン控除を受けられます。

確定申告をするには以下の必要書類があり、郵送で届くもの、自分で取得するものがあります。不足書類があると書類作成が二度手間になりますので、事前に必要書類をチェックして、準備しておくようにしましょう。

当事務所にてご支援させていただきますので、本制度検討の際はお気軽にご相談ください。

< 確定申告の必要書類 >

必要書類	入手先	必要な理由
a. 住宅借入金等特別控除額の計算明細書	所轄の税務署	住宅借入金等の特別控除額の算出に必要
b. 住民票の写し	市区町村の役所	住所等把握するため
c. 住宅借入金の年末残高証明書	住宅ローンを組んだ金融機関	借入金の年末残高を把握するため
d. 建築請負契約書の写し	工事会社	改修工事費用を把握するため
e. 建物の登記簿謄本（登記事項証明書）の写し	法務局の出張所	住宅の床面積を把握するため
f. 三世帯同居改修工事等の証明書	建築基準法に規定する指定確認検査機関等	三世帯同居改修工事等に該当することの確認のため
g. 源泉徴収票	勤務先	給与所得者のみ必要

【本制度を適用することができない場合】

次の から に該当する場合には、その年分においてこの特別税額控除の適用を受けることができません。

その年の前年以前3年内の各年分において、この特別税額控除の適用を受けている場合

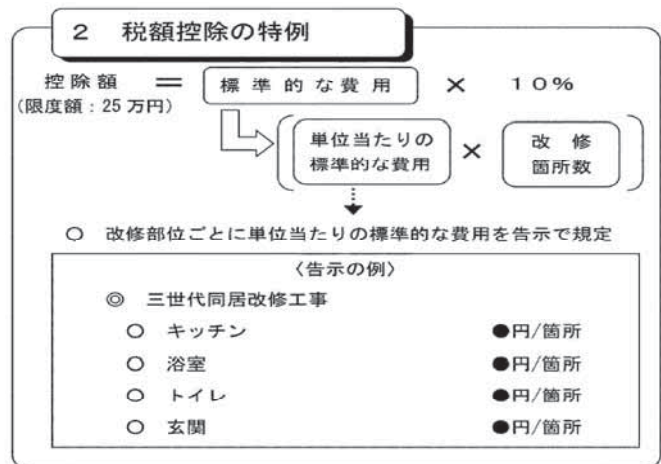
その年の合計所得金額が3,000万円を超えている場合

2. 借入金を利用していない場合（税額控除の特例）

【控除額】

三世帯同居改修工事等の「標準的な工事費用相当額」(250万円を限度)の10%をその年分の所得税額から控除することができます。（最大控除額：25万円）

「標準的な工事費用相当額」とは、改修部位ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該改修工事を行った箇所数を乗じて計算した金額をいいます。



【必要書類】

前項の表 < 確定申告の必要書類 > のうち、c.以外が必要になります。

【本制度を適用することができない場合】

前項と同様です。

(北原隆幸・原剛志)

平成28年分路線価図が公表されました！

相続税や贈与税などの計算の基準となる「路線価」が7月1日に公表されました。

全国路線価 全国平均8年ぶりに上昇に転じる

路線価は、主な道路に面した土地の1平方メートルあたりの評価額を国税庁が1月1日の時点で算定したもので、相続税や贈与税の計算の基準になります。7月1日に公表された今年路線価は、全国平均で去年を0.2%上回り、リーマンショック以降続いていた下落傾向が、8年ぶりに上昇に転じました。これは外国人旅行者による、いわゆるインバウンド消費が地方に波及したことなどが背景にあるとみられ、上昇傾向は東京や大阪、愛知の大都市だけでなく北海道や広島などの地方都市にも広がり、14の都道府県で去年を上回りました。個別の地点では、東京の銀座5丁目の銀座中央通りが昨年よりも18.7%上昇、3,200万円、31年連続で日本一となりました。また、大阪市の阪急百貨店前の御堂筋は、去年より22.1%上昇して1,016万円、名古屋市のJR名古屋駅前の名駅通りは、去年を14.1%上回り、840万円になりました。



県内路線価 下落率6年連続縮小

長野県平均では去年を1.4%下回り、21年連続の下落となりました。

区分	場所		
年度	茅野市塚原市役所前	諏訪市上諏訪駅前	岡谷市岡谷駅前
ピーク時	¥215,000 93年 H5	¥390,000 92年 H4	¥175,000 94年 H6
13年 H25	¥52,000	¥64,000	¥52,000
14年 H26	¥50,000	¥61,000	¥50,000
15年 H27	¥48,000	¥60,000	¥48,000
16年 H28	¥47,000	¥58,000	¥47,000
前年比	2.1%	3.3%	2.1%
ピーク比	78.1%	85.1%	73.1%

北陸新幹線の延伸などを背景に、下落率は前年より0.5%縮小しました。下落率の縮小は6年連続で、県内の地価も持ち直しの兆しがあります。ただ、新幹線効果は明暗が分かれ、長野・佐久・上田地域が前年比横ばいである一方、新幹線沿線から遠い中信・南信地域では地価の下落傾向は続いています。

県内の最高路線価は、「長野市の長野駅前通り」で前年同額の28万5千円でした。

職員コラム ~ 3カ月が経過して ~

本沢彩夏

4月より入社しました本沢彩夏と申します。

出身は塩尻市で、大学は山梨県の大学に行っていました。大学最後の1年間は長野から通っていたのですが、通学の時間より現在の通勤の時間のほうが朝が早くなり、健康な生活の基本となる早寝早起きを行うようになったことで、今までの生活の中で一番健康的な生活がおくれていると感じています。大学時代に比べると生活にメリハリが付いたと思います。



働き始めて、あっという間に2か月が過ぎ、気が付けば3か月が経とうとしていました。4月より社会人となり、この3か月の間、事務所業務や研修を通じて多くの新しい経験を積み機会が増えました。

現在は事務所業務を主に行っており、今後の仕事の基本となる業務を日々行っています。至らない点が多く、ご迷惑をおかけする事があると思いますが、事務所の皆さんに指導して頂きながら正確な業務が出来る様に精進して行きたいと思っております。研修では、接客や名刺のマナーなど大学で行った事よりも一歩踏み込んだ内容の研修や今後必要となっていく税務の知識を学んでいます。多くの事を覚えるのは大変ですが、早く関与先のお役にたてる様に日々の経験を積み重ねていきたいと思っております。